

和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領

[沿革]平成15年 4月1日(制定)

平成17年 7月1日(一部改正)

平成19年 4月1日(一部改正)

平成25年 4月1日(一部改正)

平成25年 8月1日(一部改正)

平成26年 4月1日(一部改正)

平成30年 4月1日(一部改正)

平成31年 4月1日(一部改正)

令和元年 8月1日(一部改正)

令和7年 5月1日(一部改正)

(目的)

第1 本要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事の工事成績評定の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

また、委託業務の業務成績評定の通知に関する事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事及び業務)

第2 評定点の通知の対象とする工事は、県土整備部及び農林水産部が発注する全ての請負工事とする。

2 評定点の通知の対象とする業務は、県土整備部及び農林水産部が委託する業務のうち、和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）第2条に定める県工事に伴う業務とする。

(評定の結果の通知)

第3 発注機関の長は、検査員から完成検査の評定の結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者又は当該委託業務の受注者に対して、次の表に掲げる様式により通知するものとする。

	工 事	地質調査業務 単純調査業務 測量業務 調査・計画業務 概略・予備設計業務 詳細設計業務	発注者支援業務
工事完成検査 結果通知書	別記第1号様式	—	
業務完了検査 結果通知書	—	別記第2号様式	
成績評定 結果通知書	別記第3号様式	別記第4号様式	別記第5号様式

(修正した評定の通知)

第4 発注機関の長は、第3の通知をしたのち、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第8及び和歌山県県土整備部業務成績評定要領第10による評定の修正を行ったときは、遅滞なく当該工事の受注者又は当該委託業務の受注者に対して、次の表に掲げる様式により修正した評定結果を通知するものとする。

	工 事	地質調査業務 単純調査業務 測量業務 調査・計画業務 概略・予備設計業務 詳細設計業務	発注者支援業務
工事完成検査 結果通知書	別記第6号様式	—	
業務完了検査 結果通知書	—	別記第7号様式	
成績評定 結果通知書	別記第8号様式	別記第9号様式	別記第10号様式

(説明請求)

第5 第3及び第4の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により発注機関の長に対して評定点等について、説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第6 発注機関の長は、第3及び第4による通知を受けた者から第5により評定点等についての説明を求められた場合には、別記様式第11号様式により遅滞なく回答するものとする。

(再説明請求)

第7 第6の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により発注機関の長に対して評定点等について、再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求に対する回答)

第8 発注機関の長は、第6の通知を受けた者から第7による再説明を求められた場合には、別記様式第12号様式により回答するものとする。

2 発注機関の長は、前項の回答をする場合には、和歌山県工事等成績評定評価検討会に意見を求めることができるものとする。

3 前項の和歌山県工事等成績評定評価検討会は、別紙1に定める要領に基づき設置するものとする。

別記第1号様式(第3関係)

工事完成検査結果通知書

年 月 日

契約の相手方

住所、商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事完成検査の結果は、下記のとおりです。

記

契約目的事項	年度 第 号
	地内
	工事
契約金額	円
契約年月日	年 月 日
完成期限	年 月 日
届出による完成日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	合格 工事成績評定点 点

別記第2号様式(第3関係)

業務完了検査結果通知書

年 月 日

契約の相手方

住所、商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務完了検査の結果は、下記のとおりです。

記

契約目的事項	年度 第 号
	地内
	業務
契約金額	円
契約年月日	年 月 日
完成期限	年 月 日
届出による完成日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	合 格 業務成績評定点 点

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

## 工事成績評定結果通知書

貴社が受注した 年 第 号  
 工事について、和歌山県県土整備部工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知  
 します。

## 記

考査項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3点
	II. 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0点
	II. 工程管理	/ 8.1点
	III. 安全対策	/ 8.8点
	IV. 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9点
	II. 品質	/ 17.4点
	III. 出来映え	/ 8.5点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.7点
	II. 県産品、県認定リサイクル製品	
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
	評定点合計	/ 100点

※5. 創意工夫のうち、I. 創意工夫 県内開発建設技術の使用 有（または無）

II. 県産品、県認定リサイクル製品

（個別に評価した点数）

/ 4.13点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

## 業務成績評定結果通知書

貴社が受注した 年 第 号 業務  
について、和歌山県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

## 記

評価項目	細 別	評定点/満点
実施能力の評価	実施体制及び執行計画	/ 20点
実施状況の評価	執行管理	/ 5点
	品質管理	/ 20点
	業務特性	/ 10点
	創意工夫	/ 4点
説明調整能力の評価	説明調整能力	/ 6点
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	/ 5点
結果の評価	成果物の品質	/ 30点
業務評定点		/ 100点
事故等による減点		(-5~0点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20~0点)
総合評定点		/ 100点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

## 業務成績評定結果通知書

貴社が受注した 年 第 号 業務  
について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

## 記

評価項目		評定点/満点
専門技術力	目的と内容の理解	/ 6点
	的確な履行	/ 36点
	業務目的の達成度	/ 18点
管理技術力	業務実施体制の的確性	/ 12点
	打ち合わせの理解度	/ 6点
	指揮系統の迅速性、確実性	/ 14点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	/ 8点
業務評定点		/ 100点
業務執行に係る過失に伴う減点		(-21~0点)
事故等による減点		(-5~0点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20~0点)
総合評定点		/ 100点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求められます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

工事完成検査結果再通知書

年 月 日

契約の相手方

住所、商号又は名称 代表者氏名 様

発 注 機 関 の 長

年 月 日に通知した工事完成検査の結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部工事成績評定要領第8に基づき修正したので再通知します。

記

契約目的事項	年度	第	号
	地内		
	工事		
契約金額	円		
契約年月日	年	月	日
完成期限	年	月	日
届出による完成日	年	月	日
検査年月日	年	月	日
検査結果	合 格	工事成績評定	点 点

別記第7号様式(第4関係)

業務完了検査結果再通知書

年 月 日

契約の相手方

住所、商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

年 月 日に通知した業務完了検査の結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部業務成績評定要領第10に基づき修正したので再通知します。

記

契約目的事項	年度 第 号
	地内
	業務
契約金額	円
契約年月日	年 月 日
完成期限	年 月 日
届出による完成日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	合 格 業務成績評定点 点

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

## 工事成績評定結果再通知書

貴社が受注した 年 第 号  
 工事の工事成績評定結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部工事成績評定要領第8に基づき修正したので再通知します。

## 記

考査項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3点
	II. 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0点
	II. 工程管理	/ 8.1点
	III. 安全対策	/ 8.8点
	IV. 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9点
	II. 品質	/ 17.4点
	III. 出来映え	/ 8.5点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.7点
	II. 県産品、県認定リサイクル製品	
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
	評定点合計	/ 100点

※5. 創意工夫のうち、I. 創意工夫 県内開発建設技術の使用 有（または無）

II. 県産品、県認定リサイクル製品

（個別に評価した点数）

/ 4.13点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

## 業務成績評定結果再通知書

貴社が受注した 年 第 号 業務  
の業務成績評定結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部業務成績評定要領第10に基づき修正したので再通知します。

## 記

評価項目	細 別	評定点/満点
実施能力の評価	実施体制及び執行計画	/ 20点
実施状況の評価	執行管理	/ 5点
	品質管理	/ 20点
	業務特性	/ 10点
	創意工夫	/ 4点
説明調整能力の評価	説明調整能力	/ 6点
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	/ 5点
結果の評価	成果物の品質	/ 30点
業務評定点		/ 100点
事故等による減点		(-5~0点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20~0点)
総合評定点		/ 100点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

## 業務成績評定結果再通知書

貴社が受注した 年 第 号 業務  
の業務成績評定結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部業務成績評定要領第10に基づき修正したので再通知します。

## 記

評価項目		評定点/満点
専門技術力	目的と内容の理解	/ 6点
	的確な履行	/ 36点
	業務目的の達成度	/ 18点
管理技術力	業務実施体制の的確性	/ 12点
	打ち合わせの理解度	/ 6点
	指揮系統の迅速性、確実性	/ 14点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	/ 8点
業務評定点		/ 100点
業務執行に係る過失に伴う減点		(-21~0点)
事故等による減点		(-5~0点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20~0点)
総合評定点		/ 100点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求められます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事等成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む）以内に書面により、再説明を求めることができます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 工事名又は業務名
2. 疑問に対する回答
3. 送付先
4. 手続き等の問い合わせ先

別記第12号様式（第8関係）

年 月 日

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事等成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 工事名又は業務名
2. 疑問に対する回答

## 別紙 1

### 和歌山県工事等成績評定評価検討会設置要領

#### (趣旨)

第1 本要領は、和歌山県検査・技術支援課に設置する和歌山県工事等成績評定評価検討会（以下「検討会」という）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

#### (検討会の事務)

第2 検討会は、次の事項について審査するものとする。

- (1) 和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領に基づき通知した評定点等について、同要領第7により評定の通知を受けた者から説明を求められた場合の回答
- (2) 工事等成績評定の通知に係る事項
- (3) その他工事等成績評定の運用に係る事項

#### (検討会の構成員及び組織)

第3 検討会は、次の者で構成する。

- (1) 検査・技術支援課長
  - (2) 検査・技術支援課副課長
  - (3) 検査・技術支援課分室長
  - (4) 検査・技術支援課長が指名する総括検査員
  - (5) その他検査・技術支援課長が必要に応じて求める者
- 2 検討会は、検査・技術支援課長が統括する。
- 3 統括者に事故あるときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。

#### (検討会の招集)

第4 検討会は、統括者が必要と認めた場合、統括者が招集する。

#### (検討会の庶務)

第5 検討会の庶務は、検査・技術支援課担当者が行う。

#### 附則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。